

グラウンドマンホールふた表面デザインの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市企業局の著作物であるグラウンドマンホールふた表面デザイン（別図に示すマンホールのデザインをいう。以下「本件デザイン」という。）の利用（電子媒体での利用を含む。以下同じ。）の許諾（著作権法（昭和45年法律第48号）第63条第1項に基づく許諾をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許諾)

第2条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、営利を目的とせず本件デザインを利用しようとする者に対し、本件デザインの利用を無償で許諾するものとする。

2 営利を目的として本件デザインを利用しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式の申請書により管理者に申請を行い、利用許諾契約を締結しなければ、本件デザインを利用することができない。

3 前2項の規定に基づき本件デザインを利用しようとする者が、本件デザインの一部変更についてあらかじめ管理者に協議した場合は、次条各号に掲げる利用の制限に該当する場合を除き、管理者はこれを承認することができる。

4 第2項の利用許諾契約を締結した後、契約事項に変更が生じたときは、利用の変更について別記第2号様式の申請書により申請を行い、利用許諾変更契約を締結しなければならない。

5 管理者は、本件デザインの利用を許諾する場合において、条件を付することができる。

(利用の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、本件デザインは、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) 本件デザインのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 函館市企業局の品位を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令に違反するおそれがあると認められるとき。

(4) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(5) 宗教的行事または政治活動を支援または公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。

(6) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用し、または利用するおそれがあると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと認めるとき。

(利用の許諾の期間)

第4条 第2条第2項の規定に基づく利用許諾の期間は、契約を締結した日から1年間とする。

(利用の差止め等)

第5条 管理者は、第2条第1項の規定に基づき本件デザインを利用する者が、本要綱の定めを逸脱して本件デザインを利用したときは、利用を差し止めることができる。

2 管理者は、営利を目的として本件デザインを利用しようとする者が第2条第2項に基づくことなく本件デザインを利用したときは、利用を差し止めることができる。

3 管理者は、第2条第2項の規定に基づき本件デザインを利用する者が、本要綱の定めを逸脱して本件デザインを利用したときは、利用を差し止め、および利用許諾契約を解除することができる。

4 管理者は、前3項の規定による利用の差止めまたは利用許諾契約の解除により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用に起因する問題)

第6条 本件デザインの利用に起因する問題が生じた場合は、本件デザインを利用する者の責任をもって速やかに対処するものとし、管理者は一切の責任を負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月4日から施行する。
- 2 「グラウンドマンホールデザインふた表面デザイン」使用要綱（平成25年函館市企業局要綱）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に管理者から本件デザインの利用の許諾を得ているものは、その許諾を得ている期間に限り、この要綱の規定にかかわらず、本件デザインを利用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者 事業所名

代表者名

グラウンドマンホールふた表面デザイン利用許諾申請書

次のとおりグラウンドマンホールふた表面デザインを利用したいので申請します。

利用対象物件	
利用の目的・用途	
利用方法	
利用数量	個
連絡先	[担当者] [電話]

添付書類

利用しようとする商品の企画書

別記第2号様式（第2条関係）

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者 事業所名

代表者名

グラウンドマンホールふた表面デザイン利用許諾変更申請書

次のとおりグラウンドマンホールふた表面デザインの利用を変更したいので申請します。

利用対象物件		
変更する事項	現	
	新	
変更の理由		
連絡先	[担当者] [電話]	

別図（第1条関係）

（イカ）



（五稜郭）

